

減損も戻し入れも 頻繁なのがIFRS

日 本が減損会計を導入する際に検討部会の部会長を務め、また米国の現行減損会計導入時にFASB（米国財務会計基準審議会）に国際フェローとして滞在していた早稲田大学の辻山栄子教授は、当時を知る数少ない内部関係者だ。その辻山教授に真相を証言してもらった。

——減損会計が日米で導入されたときの経緯や背景を聞かせてください。

日本と米国とでは導入経緯のベクトルが逆です。プロの経営者が多く存在する米国では、経営者が交代する際、可能なかぎり簿価を切り下げようとします。大きな損失が出ますが、翌期には償却費が軽くなり、利益が出やすくなります。するとV字回復を演出できる。そういうことへの歯止めとして、厳格な減損の手順を導入したのです。

逆にバブル崩壊後の日本では、含み損を表に出させるための導入でした。

結果としては、どちらも、二度と戻らないことがはっきりした段階でしか減損として落とさない仕組みになっている。だから、過去に減損した資産を戻し入れるということはない基準になっています。実務への負担も配慮し

た結果です。

——ところがIFRSでは過去の減損を戻し入れて利益を計上します。

理屈のうえでは、戻し益を計上するほうが正しいともいえます。会計上の利益計算というのは、（支出した）コストを（償却性の資産としていったん資産に）固めておいて、その後の収入に（対応するコストを）ぶつけて、（その分だけ償却費として）コストを落としていきます。

減損をするというのは、もう収入で賄えないことがはっきりしているのに、（コストを）繰り越したら（後で）大変なことになるからです。

一方で、過去に減損した資産が再び収入を生むようになったのなら、その収入にぶつけるコストを戻し入れて資産計上するほうが理にかなっています。日米の国内基準で戻し入れを認めていないのは、減損テストが厳しいこととセットになっているからです。

日米の基準とIFRSとの違いは、日米では減損のトリガー（認識の判定）というフィルターを入れていることです。割引前の将来キャッシュフローで減損テストをして、資産価値が二度と戻らないことがはっきりした段階で減損をする2ステップになっています。IFRSは割引後の将来キャッシュフローで見る1ステップだから、IFRS導入会社では減損も戻し入れも頻繁に行われています。

のれん償却に見直し機運

——米国では非上場会社に10年以内ののれん償却を認めました。IFRS

でものれん償却の見直しの検討が始まるそうですね。

米国ではそもそも、のれんを40年かけて償却していました。それを企業結合時にのれんが発生しない「持ち分プーリング法」からのれんが発生する「パーチェス法」に切り替えるのと引き換えに、のれんを非償却としたのです。每期、減損の兆候を見て、必要に応じて減損することにした。IFRSでも米国の動きに合わせる形で、20年以内の償却だったのれんを非償却にし、減損のみとしたのです。

しかし、多くの米国企業はのれんをできるだけ無形固定資産に割り当ててより短期で償却しています。また、減損の兆候を知るために每期デューデリジェンス（資産査定）をしなければならぬので、コストがかかりすぎるとい問題があります。米国の非上場企業でのれん償却が認められたのにはこうした背景があります。IFRSでも、ポール・ボルカー氏が議長を務めた「SME（非上場企業）IFRS」では、のれん償却が認められています。

——米国が再びIFRSの強制適用に傾くということはあるでしょうか。

米国がIFRSの強制適用を検討していたのは、米国基準が国際基準になるという目算があったからです。そうならないことが明らかになった段階で強制適用を見送りました。この経緯を考えると、米国が再びIFRSの強制適用に向かうことはないでしょう。

世界共通の会計基準ができるのはすばらしいことですが、その中身は慎重に吟味しなければなりません。

撮影：今井康一



早稲田大学教授 辻山栄子

つじやま・えいこ ■早稲田大学卒、東京大学大学院修了（経済学博士）。2003年から現職。国税審議会会長、企業会計基準委員会（ASBJ）委員、公認会計士・監査審査会委員、企業会計審議会委員、金融審議会委員、IASB基準諮問会議（SAC）委員を歴任。